（住居表示に関する法律の一部改正）

第四十二条　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百五十二条の二十の区」の下に「及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区」を加える。

第四十三条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加え、「その」を「これらの」に、「あわせた」を「併せた」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「区を」を「区及び総合区を」に、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改め、「、区長」の下に「及び総合区長」を加える。

（都市計画法等の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「指定都市、」を「指定都市又は」に改め、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項

二　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条の二第四項

三　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第八項

（都市計画法等の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

一　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百三十七条

二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百八条

（都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」という。）とする。

（地価公示法の一部改正）

第四十九条　地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「都の特別区の存する区域にあつては特別区」を「特別区を含むものとし」に、「当該市の区」を「、当該市の区又は総合区」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第五十条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「又は求職者給付又は」を「又は求職者給付若しくは」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第五十一条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五条中「、地方自治法」を「及び地方自治法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百五条の規定の適用については、同条中「及び地方自治法」とあるのは「、地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（電気通信事業法の一部改正）

第五十三条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第四項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（市民農園整備促進法の一部改正）

第五十四条　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「指定都市、」を「指定都市若しくは」に改め、「若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

（市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の市民農園整備促進法第十二条第二項の規定の適用については、同項中「指定都市若しくは」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第五十六条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に、「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。

（政党助成法の一部改正）

第五十七条　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）

第五十八条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第三項中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第三項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第六十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「若しくは区長」を「及び総合区又は区長及び総合区長」に改める。